

議案第45号

読谷村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 読谷村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和47年読谷村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

第2条 読谷村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日から施行する。

令和7年6月10日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實